

第二十二回国会 衆議院 外務委員会 議録 第二十四号

(五〇四)

昭和三十年六月二十五日(土曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 植原悦二郎君

理事 菊池 義郎君 理事 須磨彌吉郎君

理事 北澤 直吉君 理事 福永 一臣君

理事 穂積 七郎君 理事 戸叶 里子君

高岡 大輔君 夏堀源三郎君

並木 芳雄君 山本 利壽君

福田 熊泰君 稻村 隆一君

高津 正道君 細迫 榮光君

松岡 駒吉君 岡田 春夫君

出席政府委員

防衛政務次官 田中 久雄君

防衛庁次長 増原 恵吉君

(防衛庁参事官) 林 一夫君

(防衛局長) 園田 直君

外務政務次官 矢口 龍藏君

外務省参事官 下田 武三君

外務事務官 (条約局長) 武三君

委員外の出席者

運輸事務官 福永 正美君

(大臣官房長官) 佐藤 敏人君

(部業務課長) 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

専門員 村瀬 忠夫君

同月二十四日

委員川上貫一君辞任につき、その補

欠として岡田春夫君が議長の名で

委員に選任された。

同月二十五日

委員松本俊一君辞任につき、その補

欠として夏堀源三郎君が議長の名で

委員に選任された。

六月二十二日

日本海外移住振興株式会社法案(内

閣提出第一三六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(の)の会議に付した案件

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密

保護法の一部を改正する法律案(内

閣提出第一二二号)

日本海外移住振興株式会社法案(内

閣提出第一三六号)

航空業務に関する日本国とカナダと

の間の協定の締結について承認を求

めるの件(条約第七号)

船舶の滅失又は沈没の場合における

失業の補償に関する条約(第八号)の

批准について承認を求めるの件(条

約第八号)

海員の雇入契約に関する条約(第二

十二号)の批准について承認を求め

るの件(条約第九号)

海上で使用するこがでる児童の

最低年齢を定める条約(千九百三十

六年の改正条約)(第五十八号)の批

准について承認を求めるの件(条約

第一〇号)

船員の健康検査に関する条約(第七

十三号)の批准について承認を求め

るの件(条約第一二号)

商品見本及び広告資料の輸入を容易

にするための国際条約への加入につ

いて承認を求めるの件(条約第一二

号)

観光旅行のための通関上の便宜供与

に関する条約の批准についての承認

を求めるの件(条約第二三三号)

観光旅行のための通関上の便宜供与

に関する条約の批准についての承認

を求めるの件(条約第二三三号)

観光旅行のための通関上の便宜供与

に関する条約の批准についての承認

を求めるの件(条約第二三三号)

観光旅行のための通関上の便宜供与

に関する条約の批准についての承認

を求めるの件(条約第二三三号)

観光旅行のための通関上の便宜供与

に関する条約の批准についての承認

を求めるの件(条約第二三三号)

観光旅行のための通関上の便宜供与

に関する条約の批准についての承認

を求めるの件(条約第二三三号)

観光旅行のための通関上の便宜供与

に関する条約の批准についての承認

を求めるの件(条約第二三三号)

観光旅行のための通関上の便宜供与

に関する条約の批准についての承認

を求めるの件(条約第二三三号)

観光旅行のための通関上の便宜供与

に関する条約の批准についての承認

を求めるの件(条約第二三三号)

観光旅行のための通関上の便宜供与

に関する条約の批准についての承認

を求めるの件(条約第二三三号)

観光旅行のための通関上の便宜供与

に関する条約の批准についての承認

を求めるの件(条約第二三三号)

観光旅行のための通関上の便宜供与

に関する条約の批准についての承認

を求めるの件(条約第二三三号)

(政府の出資)

第三条 政府は、予算の範囲内にお

いて、会社に対して出資すること

ができる。

(商号の使用制限)

第四条 会社以外の者は、その商号

中に日本海外移住振興株式会社と

いう文字又はこれに類する文字を

使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第五条 会社の取締役は、四人以

内、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決

議)

第六条 会社の取締役、代表取締役

及び監査役の選任、選定及び解任

の決議は、外務大臣の認可を受け

なければ、その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第七条 会社の取締役は、他の報酬

のある職務及び営業に従事しては

ならない。ただし、外務大臣の承

認を受けたときは、この限りでな

い。

(業務の範囲)

第八条 会社は、その目的を達成す

るため、次の業務を行うものとし

る。

一 外国へ移住する者に対し、渡

航費を貸し付けること。

二 移住者及びその団体で外国に

おいて農業、漁業、工業その他の

事業を行ふものに對し、その

事業に必要な資金を貸し付ける

こと。ただし、日本輸出入銀行

の業務の範囲に属するものを除

く。

三 海外移住を促進するため必要

があるときは、外国において農

業、漁業、工業その他の事業を

の業務の範囲に属するものを除

く。

三 海外移住を促進するため必要

があるときは、外国において農

業、漁業、工業その他の事業を

行う者で、本邦から移住する者

をその事業に受け入れるものに

對し、その事業に必要な資金を

貸し付け、及び投資すること。

ただし、日本輸出入銀行の業務

の範囲に属するものを除く。

四 海外移住を促進するため必要

があるときは、外国において本

邦から移住する者を受け入れて

農業、漁業、工業その他の事業

を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、

会社の目的を達成するために必

要な業務を行うこと。

2 会社は、前項第一号の渡航費の

貸付の事務を外務大臣の指定する

団体に委託することができる。

(渡航費の貸付に必要な資金の貸

付)

第九条 政府は、予算の範囲内にお

いて、会社に対し、前条第一項第

一号の渡航費の貸付に必要な資金

を貸し付けることができる。

2 前項の資金の貸付の利率その他

の条件は、政令で定める。

(業務の方法)

第十条 会社は、業務開始の際業務

の方法を定め、外務大臣の認可を

受けなければならない。これを改

更しよとするとともに、同様とす

る。

第一類第四号 外務委員会議録第二十四号 昭和三十年六月二十五日

第一類第四号 外務委員会議録第二十四号 昭和三十年六月二十五日

第一類第四号 外務委員会議録第二十四号 昭和三十年六月二十五日

第一類第四号 外務委員会議録第二十四号 昭和三十年六月二十五日

(營業年度)
第十一條 会社の營業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画等)

第十二條 会社は、毎營業年度の開始前に、当該營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を外務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(借入金)

第十三條 会社は、弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(社債)

第十四條 会社は、社債を募集しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができない。ただし、資本及び準備金の總額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいづれか少い額の五倍をこえてはならない。

3 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第二條の規定は、会社が社債を発行する場合については、適用しない。

(一般担保)

第十五條 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(手形の買取)

第十六條 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、外国銀行と、会社が外貨資金の借入のため当該外国銀行を受取人として振り出す手形を、その満期の日の前日までに買い取る旨の契約をすることができ。

(利息債務の保証)

第十七條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十二年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の外貨資金の借入に係る利息債務について、保証契約をすることができ。

(政府所有株式の後配)

第十八條 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一條の規定にかかわらず、毎營業年度において配当することができ利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合をこえて利益の配当をする場合は、その割合をこえて配当することができ利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては、政府の所有する株式に対しては四の割合で配当しなければならない。ただし、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の八の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

(重要財産の譲渡等)
第十九條 会社は、その所有する不動産その他の重要な財産で外務省令で定めるものを譲渡し、交換し、若しくは担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(財産目録等の提出)

第二十條 会社は、定時總會の終了後、遅滞なく、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を外務大臣に提出しなければならない。

(監督)

第二十一條 会社は、外務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(定款の変更等)

第二十二條 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、外務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(協議)

第二十三條 外務大臣は、第十條、第十二條、第十三條、第十四條第一項、第十九條及び前條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告の徴取及び検査)
第二十四條 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社から報告を徴し、又はその職員に、会社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十五條 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四條の例に従う。

第二十六條 前條第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十七條 第二十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十八條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第十二條の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算を提出しなかつたとき。
二 第十三條の規定に違反して、資金を借り入れたとき。
三 第十四條第一項又は第二項の規定に違反して、社債を募集したとき。

四 第十九條の規定に違反して、重要な財産を譲渡し、交換し、若しくは担保に供し、又は取得したとき。
五 第二十條の規定に違反して、財産目録、貸借対照表又は損益計算書を提出しなかつたとき。
六 第二十一條第二項の規定に基く命令に違反したとき。

第二十九條 第四條の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(会社の設立)

2 外務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

3 設立委員は、定款を作成したときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

4 外務大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 政府は、会社の設立に際し、一億圓に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。

6 設立委員は、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

7 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

8 商法第六十七條及び第八十一條の規定は、会社の設立については、適用しない。

(商号についての経過規定)
9 第四條の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本海外移住振興株式会社という文字又はこれに類する文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(営業年度等の特例)
10 会社の最初の営業年度は、第十条の規定にかかわらず、会社の成立の日始まり、昭和三十一年三月三十一日に終る。

11 会社の最初の営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十二条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「最初の営業年度の開始後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(昭和三十年年度における手形買取契約等の限度額)
12 政府が、第十六條の規定により手形を買い取る旨の契約をすることができ、限度額及び第十七條の規定に基き保証契約をすることができ、限度額は、昭和三十年年度においては、それぞれ、十億八千万圓及び一億二千九百六十万圓を契約の締結の際における基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七條第一項の基準外国為替相場をいう)により換算してアメリカ合衆國通貨をもつて表示した額とする。

(租税特別措置法の一部改正)
13 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十條の三の次に次の一條を加える。
第十條の四 日本海外移住振興株式会社が左の各号に掲げる事項について登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分に限る。

一 会社の設立
二 会社の資本の増加

○國田政府委員 日本海外移住振興株式会社の提案理由及び内容を説明いたします。

まず提案理由を説明いたします。戦後中南米諸國に対する移住者の送出は、昭和二十七年末より開始され、政府が送出したいわゆる計画移民

の数は、昭和二十七年五十四名、二十八年度一千四百九十八名、二十九年度三千七百四十一名と、年とともに増加しており、昭和三十年度は約五千五百名を送り出す予定であります。このように海外移住事業が進展して参ります直接の原因は、戦後中南米諸國の対日感情が好転し、単にブラジルのみならず、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア等もわが移民を歓迎するに至つたためであります。政府が昭和二十七年移住者送出開始とともに渡航費の貸付を行つたことも、あつた力があつたことと考えます。

しかしながら、わが移住者受入れに対する國際情勢の好転に即応して大量移民送出を可能ならしめるためには、戦後の中南米諸國の工業化の傾向に呼応し、最近独伊等が中南米移民政策の重点を資本と技術を持つ企業移民の育成強化に向けている趨勢にもかんがみ、移住者の行方事業及び移住者を受け入れる事業の助成拡大にまで乗り出すことが必要となつてきたのであります。

政府は、かねてより米國の民間三銀行との間に、移民借款の交渉を進めて参つたのであります。話し合ひは有利に展開し、三行は借款を供する意向を表明して参りました。よつて予算の許す範囲内でなし得る財政出資を基とし、これに民間資本を加へ、海外移住振興業務を行う機關を設立し、これに目下交渉中の移民借款を受け入れ、もつて移住促進のため移住者が現地渡航後の事業資金に事欠かぬよう、移住者及びその団体の行方事業に資金を貸し付けるほか、必要あるときは、移住者を受け入れる現地事業に投融資し、

さらにはまた場合によつては、移民を受入れる現地事業を経営できるようにして、移住者受け入れの現地側の基盤を積極的に拡大し、培養する必要があると見ます。

かかる見地から、移住振興業務を行う機關の形態としては、各界各方面の御意見を十分に承つた上、移住振興の國家的事業への奉仕を確保するため、政府の監督のもとに資金を効率的に使用できる組織とすることを適当と認め、これがため、この組織を特別法に基き株式会社とする方針のもとに、ここに会社設立の根拠法として日本海外移住振興株式会法案を作成した次第であります。

以上が、本法律案提案の理由であります。

次に、本法律案の内容を説明いたします。

まず第一に、日本海外移住振興株式会社の設立する目的とその業務の範囲であります。

先ほど提案理由の説明で申し上げました通り、この会社は、海外移住振興のため次の業務を行う株式会社であります。移住者及びその団体が現地で進行する事業に資金を貸し付けること、必要のあるときは、移住者を受け入れる現地の事業に投融資し、または会社みずからかかる事業を経営すること、なお、渡航費貸付の事務は外務大臣の指定する団体に委託できること等になっております。

第二に、資本関係の規定であります。

政府の出資額は予算の範囲内となつており、三十年度においては政府は一億圓を出資することを規定しています。

第三に、役員に關しては、取締役四名以内、監査役二名以内とする規定になっております。

第四に、社債発行額の限度は、資本及び準備金総額または純財産額いずれか少い額の五倍以内と規定しています。

第五に、政府は会社の外債償還を確保するため、会社振出しの外貨手形をその満期前一日までに、政府が相手方外国銀行から買い取る旨の契約をなすことができ、また、会社の利息債務を政府が保証する規定となつております。

第六、監督関係の規定を申し上げます。外務大臣が会社を監督することとなつておりますが、社債募集、定款の作成変更、毎営業年度の事業計画、一年以上の資金借入れ、重要財産の処分等については、外務大臣は大蔵大臣と協議して認可をすることになっております。

最後に、本会社は、一般的に本法律案に規定する場合のほかは、もとより株式会社として商法その他の民事法の適用を受けるわけであり、また、会社の業務の公共性にかんがみ、会社に対する政府の監督は業務にまで及び、また役員その他の職員は不正行為に對しては重く罰する規定となつております。

以上をもちまして、本法律案の提案理由及び内容の概要の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことを御願ひいたします。

三

○榎原委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。本案に対する質疑は次会に譲ります。

○榎原委員長 次に、本日の日程中、条約第七号より条約第十四号までの八件を一括して議題といたします。

ただいまの各件につきましては、前会において一応の質疑を終了しておるのでありますが、山本利壽君より質疑の通告がありますので、この際これを許します。山本利壽君。

○山本(利)委員 観光客を誘致して外貨をかせぐということは、わが国の現状からして特に大切なことであり、天然及び人工の美に恵まれているわが国としては、この事業の発展に十分の努力を払うべきであると思っております。今回提出された観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約の批准について承認を求めるの件、及び観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する鑑定書の批准について承認を求めるの件という二法案の可決が、わが国の観光事業の発展に貢献することが大であり、また、観光旅行宣伝用の資料を海外に向けて容易に輸出することができ、またわが国への観光客誘致運動を従来より一層活発に実施し得る利益があるということでありますから、これはまことにけっこうなことであると思っておりますが、この際、わが国の国際観光事業に対する各方面の現状を承わりたいと思っております。

まず第一に、最近数年間に海外よりわが国に参りました観光客の数及びそれらの人々がわが国で消費した費用について承わりたいと思っております。

○下田政府委員 最近におきますわが国への外国の旅行者の数を申し上げますと、昭和二十七年に七万二千三百三十八人、翌昭和二十八年に七万五千四百三十五人、昭和二十九年におきます八万六千一百一十人と、年々逐次累増いたしております。

これらの旅行者がわが国内で消費した金額につきましては、もとよりこれを詳細に調べる手段はないのでございますが、大体のところを推定いたしてみますと、昭和二十七年におきます二千万八百万ドル、昭和二十八年におきます三千万三百万ドル、昭和二十九年におきます三千万六百万ドルという推定をいたしております。

○山本(利)委員 ただいまあげられた数字は、観光のために日本にきた人々のみでございませうか、あるいは商用とかあるいは一時途中で上陸した客数等も含んだものでございませうか。

○下田政府委員 旅客で入国の許可申請の際に、あるいは一時上陸者として、あるいは滞在者として申請して参りますが、その申請の名目だけでは必ずしも実はわからないのでございまして、種類がおるから相当長期日本におるといっても実は目的は滞在でありますし、アメリカから来たといふタイその他東南アジア諸国に行くといふ場合に日本に立ち寄るといふ者も、これは観光客もおりますけれども、またそうでない者もおるわけでございまして、先ほど申し上げましたものの内訳を大づかみにいたしますと、入国申請の際の名目に分けますと、一時上陸の者と滞在の者とは半々という比率になっております。半々でございませうが、その半

分だけが観光客だとは実は限らないわけでありませう。

○山本(利)委員 一時上陸というのは期間はおおよそ何日間くらい滞在するのが一時上陸ですか。

○下田政府委員 七十二時間ということになっております。

○山本(利)委員 そういたしますと、先ほどわが国で消費したと思われる金額についての御報告をいただきましたが、これは一時上陸客も含めてのことでございますか。

○下田政府委員 その通りでございます。

○山本(利)委員 かりに純粋の観光客でないにしても、つまり商用で来ようとする一時上陸であろうと、日本に立ち寄った者は各地の観光地を見ることとございませうし、いろいろな日本の品物を買うこととございませうから、この際はこれは一括してお聞きしてけっこうでございますが、三千八百万ドルからの金額に達しておるといふことは、日本の金額に直すと約四百四十億円近いかと思うのであります。これだけの金を日本が観光の事業から獲得することができるといふことは、貿易から収入を得るのと比べて、消費しない商品によつて得る外貨でありますから、この点については今後非常な努力をする必要があると思つてございませうが、この観光方面をお扱いになつておる政府当局の方では、今後どの程度まで日本に参るところの観光客をふやす見込みがあるか、そういうことについての計画はあるかどうかということとを承わりたいと思つております。

○榎原委員長 御質問でございますが、イタリアの外客数は大体年間におきます七百万人から八百万人でございませう。スイスは三百万人から三百五十万人でございまして、現在日本に参ります外客数は先ほど申し上げました九万人足らずでございませうので、非常に大きな差があるようにございませう。

○山本(利)委員 今のお話を承わつて、今後日本も十分この観光事業というものは力を入れていかなければならぬ、その余地があるように考えるのであります。現在日本の観光事業を取り扱っているところの機関はどういうところでありませうか。いろいろ各省にわたつておると思つてございませうけれども、それぞれ分担がございませうし、とかくあらゆる問題で日本の官庁といふものはなわ張り争ひをするものであつて、非常にその成果を傷つけているのであります。この観光事業におきますと、そのなわ張り争ひ等によつて阻害されている向きはないかどうか、その点について承わりたいと思つております。

○榎原委員長 観光事業につきましては非常にその所管が廣うございまして、観光と申しますと、見る人と、見る人が見るものと、見る所に行きますところの交通関係の施設と、そこで宿泊する施設と、いろいろな段階に分れると思つております。現在観光客が見るべきものにつきましては、そのうちの天然資源につきましては大体厚生省の国立公園部で、主として国立公園の育成といふことを中心にして仕事をやっていくように思つております。文化財につきましては文部省の文化財保護委員会が大体所管に當つておりますが、そういうものは必ずしも観光だけの面で關係しているわけではございませんので、それ以外に国民の厚生なりあるいは學術上の問題もございまして、仕事そのものが観光だけの目的であるといふこ

とは申し上げることができないわけ
でございます。そういう意味におきま
して観光プロパグの仕事にきま
しては、現在運輸省の大臣官房の中
の観光部がこれを所管しております。
この所管の内容は大体交通関係の施設
と宿泊関係の施設、それから外客に
説明します旅行業者、通訳案内業
者の取締り、その育成、それらの
仕事をやっております。それ以外に
交通施設につきましては、一部運輸
省で所管しておりますが、それ以外
の大部分につきましては建設省の所
管であります。しかし道路におきま
してもこれが全部観光に關係がある
というところを申し上げることはで
きないかと思ひます。それから、
観光に關係する他の省が所管する
ところは、観光に關係する行政と
いうふうな私どもは解釈してあり
ます。そういうふうに各省で分担
しておりますので、それを総合する
ために内閣の総理府に観光関係の
担当者がございまして、各省のい
ろいろな施策につきましてもその
総合調整という仕事をやっていま
す。

○山本(利)委員 そういたしますと、
ただいま総理府の方で統轄されて
いることではございますが、観光事
業審議会というものがあつたと思
ひますが、その管轄はどうか、その
審議会の構成と機能について承
知したいと思います。

○福永説明員 内閣の観光事業審議
会といふのは、総理大臣に對しま
して、観光事業に對する諮問に応
じて、意見を述べるところでござ
います。いわゆる執行機関ではござ
いませんので、そのメンバーは官
庁の方から入つておりますが、そ
れ以外

に一般の民間の学識経験のある
方が大體メンバーになつてお
りまして、そこで審議を開いて、
日本の観光事業に對するいろいろ
の施策につきましても、内閣の方
に建議をすることになつてお
りまして、内閣の方ではその意見
に従ひまして、それを実行に移す
という段取りになつております。
その事務局を総理府で引き受けて
やっております。

○山本(利)委員 そういたしますと、
その観光事業の審議会は、かりに
事務局は総理府にありましても、
外客誘致の事業を扱つておられる
運輸省のことでも御存じだと思
ひますが、これは一体どういふ間
隔を置いて開かれておられるのか、
最近においてはどういふ議題につ
いて審議されたか。つまりどうい
うことを審議するの、一体この審
議会は、日本の観光事業を促進さ
るためにほんとうに活躍してお
るのかどうか、ただ名目上の飾り
のものだけに終つておるかどう
か、この点について承知したい
と思ひます。

○福永説明員 内閣観光事業審議
会は、定例的に開かれるものでは
ございませぬけれども、その下に
その連絡をやつておられます。こ
の各省の關係課の担当官が、月
に何回か集まつて相談をしていま
す。最近の内閣観光事業審議会の
答申で一番大きなものは、日本
の国際観光事業を促進するため
に、政府は総合的な観光事業実
行の五カ年計画を早急に作成せよ
というもので、現在内閣観光事業
審議会の事務局を中心として、
その草案を作成いたしておる
わけでありまして、それ以外の
ことは、審議会は特に国際観光
に重点

を置いておるわけでありまして、
いろいろの答申をしておる中
でも、たとえば日本の国内の道
路整備につきましても、ガソリン
消費税を目的税的にいたしま
すか、それに見合ふ金額を道路
整備に使うというの答申をいた
した。その結果、ガソリン消費
税に見合ふ金額を道路整備に
使うというの答申をいたした。そ
の金額を特に道路整備のため
に使うことができないという特
別の法案がございまして、現在
それに基づいて五カ年計画によ
つて道路整備を行なつてお
ります。それ以外にも日本の海
上観光を促進せよという答申が
ございまして、たとえば瀬戸内海
におきましては、新たに外客
向けの航路を設定したりする
ようなこともございまして、事
実その答申は相當重要なものを
含んでおりました。それによ
つて政府もできるだけのことを
やつて参つたわけでありま
す。

○山本(利)委員 その五カ年計画とい
うものは承知したいのであり
ますが、本日は時間もございま
せんし、資料を持ってないとい
ふので、これに關する五カ年計
画案といふものを書類として
御配付いたしたいと思ひます。
それはもちろん審議権は審議
会にあるのでありませぬけれ
ども、われわれの方でも参考と
して承知したいと思ひます。

この観光事業については、民間
でもたくさん団体があると思
ひますが、観光事業の振興の
ための民間団体の指導監督とい
ふことはどこでおやりになつ
ておるか、そしてその民間
団体も相當な活動をしてお
るか。私の憂えるところは、た
だ大なる宣伝をしたり、あれ
これして、観光客から不当な
手数料その他を取る

といふようなことがあつては、
わが国の観光事業の振興を妨
げるから、こういうことをお
尋ねするのであります。その
民間の観光事業に對する団
体の模様に對して承知いた
します。

○福永説明員 ただいまの御質問で
ございまして、内閣観光事業
審議会が政府に對して五カ
年計画を作つたというこ
とでございまして、それにつ
いて目下関係当局と折衝中
でございまして、その目標
額は先ほど申し上げました
数字で、それに対する具
体的な政策については現在
各省で立案中でございま
す。ある程度成案がまと
まらなりましたならば、
御連絡申し上げたいと思
ひます。もう一つは、民間
の団体でございませぬ
けれども、私どもの運輸省
の關係でございまして、海
外に對するところの日本の
観光宣伝を中心として、
現在国際観光協会とい
うものがございまして、
これがニューヨークとサン
フランシスコに宣伝の事
務所を二カ所持つていま
して、年間政府の補助金
を合せて約一億圓前後
で、海外に對する日本の
經常的宣伝、それから
海外の種々な貿易、運
輸その他の催しものに
要する宣伝、それ
以外に關係する仕事を
やつております。国内
の受け入れ態勢の整備
についても、それと同
様にその団体が担
當しております。それ
から日本の国内の
観光事業の総合的な
連絡調整機関とい
はしまして、全日本
観光連盟といふもの
が、各地のかつての
観光協회를統合した
総合的な団体とい
はしまして、主として
国内の観光事業振興
のために施策をや
つております。両方とも
運輸省が認可して
いる公益法人であ
ります。

○山本(利)委員 観光事業があまり
進まない一つの理由は、やはり
資金難だと思ひます。いろいろ
設備を整へるにしても、その
資金の面から、観光事業のた
めに外資を導入しようとい
ふことは考えられることであ
るか。もしこの方面に外資を
導入したら、国策上これは得
策になるのではないかとい
ふ点、及び昭和三十年
度において、観光事業のた
めに運輸省ではどのくら
いの予算を要求されて、
それが今審議にかつて
いる予算の上ではどの程
度計上されておるかとい
つたようなことも承
知したい。

○福永説明員 観光事業に對しま
して外資を導入するといふ
問題でございまして、たと
えば先ほど申し上げまし
た国際観光協会の宣伝
事業につきましても、こ
れは使つた目的が、たと
えば印刷物を作つたり、
宣伝映画を作つたり、
あるいは海外事務所
の運営ということが主
でございまして、これ
に對しまして外国から
融資を受けるという
問題ではないと思ひ
ます。外資導入の
問題につきましては、
国内のいろいろな
観光関係の施設、
固定資産に對する
融資でございまして、
その点国内の観光
施設といはしまして
は、交通機関も
ございまして、宿
泊施設、その他
があるわけでは
ございまして、
現在われわれ
といはしましては、
交通関係の施設
について外資を
導入するといふ
ことは考へて
おらないわけ
でございまして、
ホテルその他の
宿泊施設に對
して外資導入
といふことが
ございするな
らば、これは
できるだけ促
進したいと思
つてお
ります。

それから運輸省の三十年度の予算につきましたの御質問にお答え申し上げます。昭和三十年年度の海外に対する観光宣伝と国内の客受け入れ態勢の整備とについて、国際観光協会への補助金といたしまして約二億五千万円の要求をいたしたわけでございますが、現在ではその数字が約五千二百万円程度になっております。

○山本(利)委員 時間の関係がございまして、簡単にいたしたいと思うのでありますが、観光事業を盛んにしなければならぬということは、わが国の現状から当然なことであり、しかもそれをやるには金が必要という問題と、もう一つ、私が考えるのは、国民全体に日本のために観光事業を盛んにしなければならぬという啓蒙が必要だと思ふのであります。その点についてわが国民はあまりに関心が薄いように思ふ。たとえば外人に対するところの態度、あるいは観光資源の愛護とか、そういう点については外客を誘致される当局においては、文部省その他の機関に連絡をとられて、これを十分にするとすることが、私は日本を観光国にする一つの大きな目標であると考えてるのであります。

さらに、今回提出されております二法案の要点について一、二お尋ねしたいのでありますけれども、これは配付願った条約文をいろいろ調べてみるとわかることでもございまして、他の法案の審議の關係もございまして、委員長の顔を立てまして、私の質問はこれくらいにしておきたいと思ひます。

○榎原委員長 他に御質疑はありますか。——御質疑がなければ、これにてたゞいまの八件の条約に関する質疑は終了することといたします。

たゞいまの各件につきましては、別に討論もないようでありまして、直ちに採決いたします。条約第七号より条約第十四号までの八件を、いずれも承認すべきものと議決するに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○榎原委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

なのおたゞいまの八件に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○榎原委員長 御異議なければ、さよう決定いたします。

○榎原委員長 次に、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 秘密保護法の質問をする前に、外務政務次官がいらつしやるから、ちょっと伺いたいのですけれども、六月二十三日の朝日の夕刊で見たのですけれども、高層気象観測に痛手という見出しで、台風シーズンを抑えていながら、アメリカが三カ所の高層気象台を突如として日本側に移譲するといふのですか、アメリカ側がするところを廃止するといふのですか、どういふことか知りませんが、出ておつたと思うのですが、この点の真相を伺いたいと思ひます。

○園田政府委員 まだ聞いておりません。

○戸叶委員 それでは朝日新聞の夕刊を、ごらんにならなかつたのですか。

○園田政府委員 ちょっと気づいておりませんが、あとで調査をして御報告申し上げます。

○戸叶委員 それでは条約局長がいらつしやるのですけれども、十三カ所ですか、気象観測地があつて、そのうち三カ所を米軍があまり大して日本と連絡なしにこれをやめるといふような記事が出ていたのですけれども、この点御存じないのですか。こういうものは、どういふふうな協定なり、話し合ひのものにこの観測所を設けて、どういふふうな協定なり話し合ひで、これを取り除くことができるか、この点について伺ひたい。

○園田政府委員 気象観測等は、やはり合同委員会の下部の専門の分科会でやつておると思ひます。これはもちろん、いろいろな米軍が使つておる国内の施設なりファシリティーをできるだけ日本側に移してもらいたいといふことを、各方面の分野において申しておるものであります。その部面において日本側の要請が実現されたといふことの現われだつと存じております。

○戸叶委員 日本側に移譲されたといふ面から見ると、大へんいいことなんでしょうけれども、台風シーズンを控えて急にそれをやめてしまふといふことができるものかどうか。初めに約束をしてアメリカ側にファシリティーを提供しておいたのに、アメリカの一方的な都合で急にそういう重大なものを取り除くことができるかどうか、この点を承りたい。

○園田政府委員 日本側の都合を無視して突然やめるといふようなことは、

私はあり得ないと思ひます。これはかねがね日本側から申していることを向うが承諾したことだろつと思ひます。アメリカ側自身もまだ日本で飛行機その他たくさん飛ばしているのではありませんから、日本に移して不安であるようなら、アメリカ側が第一放すはずがないわけでございますから、私は突然さういふことをやるというところはちよつと考えられないと思ひます。

○戸叶委員 そういたしますと、朝日新聞の記事に出ていたのは、あまりよく話し合ひがついていなかったようにしるされておるのですけれども、前から話し合つていたといふふうに了解するわけでしょうか、この点を伺ひたい。

もう一つ今度打ち切りになつた場所は、三沢と小牧と板付といふふうに、三カ所になつて出ておりますけれども、これは何か航空滑走路との關係がないか。この点は防衛庁の方に伺ひたいと思ひます。

○榎原政府委員 いわゆる滑走路の延長問題としてやつておりますのは、調達庁の所管でやつておられます。防衛庁の所管ではございません。また今御指摘になりました記事は私も読みましたが、その真相はよく承知をしておりません。しかし私の想像するところでは、この滑走路の延長の問題とこれが關係があるように想像はできないところでございます。

○戸叶委員 私、新聞の記事を読んだところが、三沢と板付が今度打ち切りになつておるというのと、それからほかの資料で読みましたときに、何か滑走路を改良するのがよろしく小牧と板付だといふふうに、外務省かどこか

ら出している情報機関雑誌で読んだわけなんです。ですから、何かそこに關係があるのではないかと考えたわけですが、この点もしおわかりにならなかつたならば、この次までに調べておいていただきたいと思います。

○榎原政府委員 よく調べてお答えいたしますが、板付は今の滑走路延長の中に入つておりません。

○戸叶委員 秘密保護法の質問は、あとで長官がお見えになつてから伺ひたいと思ひます。

○榎原委員長 榎原七郎君。

○榎原委員 園田さんにちよつとお尋ねしますが、今度あなたは政府の次官におなりになりましたが、同時に長年野にあられて、アメリカ軍の撤退の問題については強く主張してこられたわけですが、日本の増兵計画とアメリカ軍撤退との関連または方針について、次官になられてからのいろいろな実情や御方針を、この際率直に伺つておきたいと思ひます。

○園田政府委員 占領軍の撤退は、日本自体の防衛を漸次充実をしながら、それにつれて漸次米軍と日本の防衛隊と交代するといふような形式をもつて、防衛の漸増とともに米占領軍の撤退をわれわれは希望しておるわけでございます。そういう点について逐次おつと考へております。

○榎原委員 私どもは外交問題についてあえて目をもつてあなたの方の所論を批判するわけではございませんが、あなたの方が国民に対して、再軍備の必要を納得させるための理由のうちの大きな理由が、この米軍撤退問題であるとわれわれは見受けております。

これは主義、主張、党派を超えたいとして、アメリカ軍なんかいつまでも日本におかれては国の名誉にも関するし、完全な独立も達しないし、そして七百余カ所の基地において、ことごと生活問題とからみ、文教問題とからんで、至る所で問題を起してあり、だれ一人としてこれを歓迎しておるものはない。あなたの方や自由党に投票する島原の島民といえども、この軍事基地問題に対しては、みな反対をしておられる。そういう感情がありますから、再軍備を納得せしめるための一つの理由としての米軍撤退ということは、これはある意味で国民の要望に訴えるところがあると思ひます。しかしあなたは外務次官におなりになつてみて、野にあるときはもとよりさういふふうにお考えになつたでしょう、それはあなたのお人柄やお考えから見て、偽りだとは申しません。ところが外務次官におなりになり、しかも政務次官であります、その衝にお当りの外交当局と接しられて、果してその可能性があるという認識をいまだに持ちでございましょうか、正直なところを一つ言つてもいいか。

を契機といたしまして——その前におきまして御承知の通りアメリカの軍の方針といふものは、空軍に主力を置き、海軍並びに空軍を従属国に對するアメリカ軍の主力として考へて、陸上軍はその肩がわりをさせたいという考へを持てているというところは明瞭だと思ひます。私どもの見るところでは、すでに朝鮮戦争の起る前におきまして、アメリカ軍部の中において、陸軍と特に空軍との間における意見の対立、一体いすれを戦闘力の主力とするかというところについては、空軍がずっと優勢を占めてきておるわけですが、あなたも軍部へ行つておられた。私は陸軍の幹部候補生で行つておりましたが、日本がかつては主力は陸軍であり、空軍、海軍は補助戦闘力として考へられておつたわけですが、アメリカにおいては、特に前の戦争の経験と国内における世論等々から見ると、もう一つ大きくは、戦争によりまして従属国化した諸国との作戦計画から見て、空軍を主力にしたい、海軍も主力にしたい、陸軍はこれに不得意でもあるし、従属的に考へていきなさいという考へ方がずつとあるわけですが、ところが朝鮮戦争によつて苦い経験をして、ますますその考へを強くして、さうして一番消耗が多くて、一番費用がかかつて、さうしてアメリカ国内の国民に一番人気の悪い陸軍は、現地調子をやっていきなさいという考へ方になつておることは、これはあなたもお認めにならざるを得ないと思ひます。私もさういふふうに見ておるのです。さういふと、陸軍はなるほど北海道初め撤退を始めております。これは日本の再軍備ができたからやがてすべての軍隊を引き揚げるため

の撤退ではなくて、今申しました、従来の第二次大戦後のアメリカ軍部内における方針、特に極東におきましては朝鮮戦争によつてその認識が強化された、それを行なつておるにすぎないのではありません、アメリカ軍の主力、すなわち空軍、海軍は私どもは永久に撤退しないと思ひます。今度の協定でも、この日米間における軍事協定、安保条約その他をとりましても、これが期限が切つてないといふやうなべらばうな話は、当時私どもは国会に発言権のないときでありましたから、切齒扼腕をいたしました。また最近における沖繩基地に對するかの国の軍部の人たちの態度等は、もう半永久どころか、永久基地だといふ考へ方であり、しかもそれを實行しておられます。そのとき、陸軍についてはなるほど肩がわりはするでしょうが、空軍、海軍を撤退するんといふ考へ方は、これは国民を欺くもはなはだしきものだと思ひます。私どもの考へは、さういふことについて誤解であれば仕合せでございまして、その考へが誤まつておるといふこととなら、あなたが次官になつてからの国と一体どういふ交渉をなさり、一体どういふ材料によつて、われわれの考へ方が間違つておつて、あなたの方の考へ方、すなわち一個師団や二個師団の陸軍の撤退をしたからやがて全部撤退するんだとおつしやるその立論、つまり意見の食い違いですが、それを外交的材料の中から実証していただきたいのです。

種の折衝もしくは各種の会談によつて明瞭なところをございまして、永久にとどまるというやうな意見はなく、むしろ米側は早く撤退したいという氣勢を十分持つておるようございまして、ただし空軍は陸軍と違ひまして経費が非常にかかりますので、ただいまは米側に依存する必要があると思ひます。他の陸軍に比してその撤退の時期がおそくなることはやむを得ない事情であると思ひます。

○團田政府委員 空軍並びに海軍につきまして、一体アメリカ側が撤退する意思を表示をし、またはそれを実証する材料を、一つ最近の交渉の中から示していただきたいのです。そんなものはわれわれはどこにも発見することができない。なおかつ幾日に、だれがさういふことを言つておるのか、どういふ話合ひでさういふことを、責任の地位におられるあなたがわれわれを通じて国民に確約できるのか。われわれは国民を欺くもはなはだしきものだと思つておるのです。空軍は金がかかるんといふことは、アメリカの将校諸君が常におためごかしに言い、それを口移しにしてあなたがたにおつしやるだけであつて、さういふところに問題があるのじゃないのです。

○團田政府委員 御承知のごとく、安保条約締結當時から、米軍の駐留は暫定的のものであるといふことは判明しておられます。なおその後の折衝、会談等におきましても、具体的に述べたわけには参りませんが、日本の防衛が、アメリカと提携をして防衛をやつておることは御承知の通りでございまして、さういふ意味から、許された範囲内において防衛力を充実して、その充

実につれて米軍が撤退しようといふことは明瞭にわかつております。今日憲法または皆さん方の御意見によつて、日本の防衛の限界といふものがきまつておりますので、航空母艦あるいは空軍等、経済的な面からもあるいはその他から、これを持つことがいいか悪いかは別として、持つといふことは許されております。従つて、これは仮想であります。もしかりに日本の防衛が充実して、さういふ段階に来て、日本が航空母艦なり飛行機を持つて、いつか段階に來たならば、彼らはそれについて空軍といへども引き揚げるといふことは、私ははつきりした確信を持つております。

○團田政府委員 私はあなたの確信を、主観的にはあえてごまかしたといふわけではございせんが、客観性を示してもらいたいといふことを今言つておるのです。最近の日米間の外交なり彼らの態度の中に、どこにさういふ客観性があるか。あなたも次官になられてから、さういふことを強く主張された一人でございまして、公約の手前上さういふ態度でお臨みになつたのかもしれませんが、その交渉の過程において、一体どういふ事実からさういふやうに確信をお持ちになつたのか、その点を先ほどから伺つておるので、あなたの主観的な答を伺つておるのではありません。あなたの野にあるときの政論を伺つておるのではありません。あなたが責任のある局にお当りになつて、その交渉の過程において、さういふあなたの所論、あなたの主張が、納得のできる客観性がどこにあるか、その具体的な事実を伺つておるのでございま

すから、私の質問の焦点に答えていた
だきたいと思ひます。

○國田政府委員 最近行われた防衛分
担金の折衝にいたしましたが、分担金
の金額が当面の焦点ではございませ
が、その論議の過程を聞いておられ
ますと、むしろ金額の問題ではなくて、日
本自体がみずから守る意思があるかど
うかというところが重点であつて、日本
みずからがこれを守るの意思があり、
守るの形態をとれるならば、その他の
問題は、金額の問題にしてもあるいは
撤退の問題にしても、日本国民の希望
に従つてやるということ、各所に歴
然とわかつております。具体的な折衝
の内容を申し上げることは、その自由
がありません。

○總務委員 あなたは今、防衛分担金
の削減が米軍撤退の一つの客観的証左
だとおっしゃいましたが、冗談を言つ
ては困る。防衛分担金に伴う日米共同
協定でも皮肉を申し上げましたが、エ
ビデタイをつるようなものであつて、
こちらはつられたのです。あの中に
はつきり書いてあるではありませんか。
これからわれわれは日本国民の経
済的負担において——防衛分担金は今
年度限りだ、だがしかし、三十一年度
から、いわばわれわれは自己負担にお
ける防衛義務をアメリカに対して負つ
たのが防衛分担金交渉の結末なんだ。
そのことによつて、どこにもわれわ
れは米軍の空軍または海軍が撤退す
る——しかも私が言ふまでもないこと
であります。最近の近代的なあれに
おきまして、空軍も海軍も持たざる部
隊などというものは独立軍ではない。
あなた方のいう軍隊が必要だという論

理に立つたとしても、最近において空
軍、海軍の自主的な体制とそれからあ
れを持たないものは、あくまで植民地
軍です。従つて、アメリカの経済的ま
たは戦術的な消耗を負担せしめられる
だけの植民地軍を作っているにすぎな
いといわれればいわざるを得ないの
です。防衛分担金の削減は、あなたの方
望むところの日本の独立軍を作るため
の、何もそういうことでの客観的証左に
ならないので、むしろ植民地軍陸軍の
増強の義務を負わされたのが、防衛分
担金交渉の結末であつたといわざるを
得ないではございせんか。そのほか
に何がございせんか。そういうこと
とは資料にございせんか。

○國田政府委員 防衛分担金の折衝
中、いろいろな会議の内容に現われて
きますことは、米軍が日本の自衛力の
増強を強く要請しておりますが、その
要請をする理由としては、米軍が撤退
し得るような情勢を早く作りたとい
うことが、各種の言葉にも、各種の申
し出等にも明瞭に出ております。

○總務委員 それは陸軍のことであつ
て、しかも陸上軍が国内随所におきま
して国民の反感を買い、反米的な世論
を引き起すための媒介体になつておる
というところは、これはもうアメリカの
軍の諸君ですらういふことを感じし
ておるわけにございせんか。ですからそ
ういふ意味で、国民に対する一つの宣
伝としてもそういうふうに出て、そ
うして米軍撤退のためだということ
で、国民のある意味の米軍撤退の要
求、すなわち独立の要求の何かにこた
える、そういう国民の何かに訴える、
そういう世論指導の効果をねらつた言
葉であつて、一方において沖縄、小笠

原に対するかの国の態度、並びに日本
国内における空軍、海軍基地に対する
彼らの態度、これらを見ますならば、
みじんもそういう態度は出ていないの
で、いよいよ永久基地化をねらつて
やつていくことはよく明瞭だと私は
思ふのです。一体どこにそういうこと
がございせんか。もしおっしゃるか
えがあつて言う自由がないというなら
ば、秘密会にして話していただきたい
のです。どういふ会議で、どういふ速
記録に残つてゐるのか、議事録があり
ますならば、その必要が客観的にある
とするならば、われわれもその秘密を
守りますから、この問題は大事な問題
ですから、ぜひ示していただきたい。
特に秘密保護法は、われわれが昨年こ
れを論議するときに言われたことだ
が、これが萌芽だ、この核がやがて芽
を吹き枝を伸ばすならばえらいこと
になります。しかもあなたの属する民主
党の議員の諸君の中には、日本独自の
軍機並びに軍作戦の秘密保護法を作る
べきだという主張を強くされた事実
が、昨年ですらあるのをごさいます。

○國田政府委員 それは一體どこに、ど
ういふ事実の中にそういうことを実証す
るものがあるのですか。

○國田政府委員 各種の折衝等によつ
て、米軍の考え方の基本方針を私が判
断した確信でございせんか。

○總務委員 だから、その確信をさつ
きから伺つてゐるのですからお示し下
さい。

○國田政府委員 それは、各種の会議
や折衝の全般的な問題の中で、いろい
ろそれを取捨選択してそのように判断
をいたしております。

○國田政府委員 日本は防衛力の漸増
に従つて撤退したいということは、必
ずしも陸軍ばかりではございせんか。
米軍は海空の自衛力の増強も強く要請
をしておりまして、その状況によつて
は逐次撤退したいという意思を持つて
おります。

○總務委員 それは一體どこに、ど
ういふ事実の中にそういうことを実証す
るものがあるのですか。

○國田政府委員 各種の折衝等によつ
て、米軍の考え方の基本方針を私が判
断した確信でございせんか。

○總務委員 だから、その確信をさつ
きから伺つてゐるのですからお示し下
さい。

○國田政府委員 それは、各種の会議
や折衝の全般的な問題の中で、いろい
ろそれを取捨選択してそのように判断
をいたしております。

○國田政府委員 本日は資料を持って
きておりません。

○總務委員 それでは、今の二点は太
事でございせんか、この審議に当りま
して、もし客観的妥当な理由がありま
すならば、次回に、秘密会にしていただ
いてもよろしうございせんか。ぜ
ひわれわれの納得のいくような御答弁
をお願いしたいと思ひます。

○國田政府委員 本日は資料を持って
きておりません。

○總務委員 それでは、今の二点は太
事でございせんか、この審議に当りま
して、もし客観的妥当な理由がありま
すならば、次回に、秘密会にしていただ
いてもよろしうございせんか。ぜ
ひわれわれの納得のいくような御答弁
をお願いしたいと思ひます。

○國田政府委員 本日は資料を持って
きておりません。

○植原委員長 次に、国際情勢等に関
する件について政府当局に質疑を行
います。並木芳雄君。

○並木委員 國田外務次官に日ソ交渉
のことについて質問をいたします。昨
二十四日第五回の日ソ交渉の会議が行
われました。松本大使は抑留者の引き
揚げについて先方と交渉したというこ
とを言明されておりますが、その通り
と思ひます。その他この内容につ
いて、われわれは政府当局に聞く以外に
は何も手がかりがないのですから、こ
の際親切に御報告をしておいていただ
きたいと思ひます。

○國田政府委員 二十四日の日ソ会議
の内容の全貌はまだ見ておりません。
本日の正午から午後二時ごろにかけて
翻訳が終了して見れると思ひますが、多
分そのような点を主張したであろうとい
うことを、前々回からの経緯によつて
想像いたしております。

○並木委員 抑留者の数字に先方と日
本政府側との間に大きな食い違ひがあ
りますが、これは結局において解決の
見込みはあるものといわれれば期待し
ておりますが、それでよろしうござ
いますか。

○國田政府委員 わが方の主張いたし
ました数字は、終戦当時のソ同胞の数
から推定いたしましたものばかりでは
なくて、日本国内に残つておる各家族の
方々からの意見を聴取をして、それを
参考にし、またソ連から歸つてこれら
の方々からの資料等も聴取をした的確
な数字でございせんか。ただいまのこ
ろ、ソ連側とわが方との意見の中に数
字の食い違ひが確かにございせんか、
これは逐次折衝されて、この問題が両

方とも了解のうちに取り入れられることになれば、行方不明並びに死亡者の調査等においては、わが政府の持つておられます資料をもちましてこれに協力方を申し出ておりますから、その点は両方の意見が了解されることになるだろうと考えております。

○並木委員 それならば非常にけっこうでございます。それについてお伺いをしておきたいのは、中共からの引き揚げの問題であります。これが同時に出てきたいきさつについては、政府は何かそこに裏があるとお考えになつておるかどうか。それともさつぱらに、この問題にけつこうな事なのだ、だから今までは政府が直接これに手をつけませんでしたけれども、これから政府の責任において中共からの引き揚げを完了したいという御意思を持つようになったのかどうか、その点はつきりしていただきたい。

○國田政府委員 先般衆議院の海外同胞引揚特別委員会におきまして御同様の意見と御質問を承りまして、政府としては他の中共と日本との国交の問題、あるいは貿易、通商の問題とは、これは別個の問題で、人道の問題でございまして、引き揚げ問題だけは、ただいままで三民固団体に委嘱をしてやっておりますが、この段階に引ければ、政府みずからが責任を持つて引き揚げの促進なり事務をやるのが当然であると考えて、そのような方針でおることを御答弁いたしました。本日の説新聞では、部内において意見の対立があるのかとごとき記事でございしますが、さうではございません。意見が一致をして、政府が責任をとつて、これは直接引き揚げの問題として

解決すべきであるという意見に大体一致をいたしております。ただその具体的なやり方の事務的な問題等について、どこで会談をやった方がいいか、あるいはどういうふうな申し入れをやった方がいいか、こういう具体的な問題を検討中でございますから、これは衆議院全会一致の御意見でもございまして、正式に政府として近く申し入れをする決心をいたしております。

○並木委員 その点は非常に力強い答弁を得て意を強くした次第であります。これは私は非常に前進だと思つて、従来、ことに吉田内閣時代のあの態度から見れば、さすがに鳩山民主党内閣の一大進歩であると思つて、から、ぜひ今の御答弁のように勢よく前進をしていただきたいと思つております。

次にお伺いをいたしますのは、漁業問題の解決の点であります。これは、國田次官が参議院で漁業問題の解決も条約以前のものであるというふうに答弁されたやに聞いております。私はそれがともなうないかと思つて、これは漁業条約とかあるいは通商航海条約そのものをさしてまで言われおるか、それとも目下紛争中のものがございまして、この紛争中に抑留されておる船舶とか、それから領海三海里、十二海里説ですか、それとの矛盾衝突なども解決することが先決だといふような意味でおおしく言われたものではなかつたかと思つて、その点をこの際はつきりしていただきたい。

○國田政府委員 私が参議院の内閣委員会において答弁いたしましたのは、漁業の問題が国交調整もしくは条約前

のものであるとかあとのものであるとかいふことを申し上げようとしたわけにございまして、この点一部誤報がございまして、A.P.にも間違つた記事が載つておりましたから、訂正を申し込んでおります。申し上げました意味は次のようなことでございまして、条約前、国交調整前というわけではございませんが、漁業問題は、御承知の通り領海の問題あるいはその他防衛上の問題等いろいろ論争の種になつておりますから、これは当然国交調整の条約あるいはその他の問題で最終的に決定はされるでございまして、ただ私が申しましたのは、その国交調整の話し合ひにかかると、わが方はこうこういふ問題だけは、一つ早急に何とか解決をしてくれという諸懸案を提示いたしております。その中に引き揚げの問題も入つておることはすでに御承知の通りでございまして、そのほか当面の問題である、たとえば内閣委員会の木下源吾委員から言われた漁業の問題にいたる領海における日本の自由操業の問題、あるいは拿捕されておる船並びに漁夫の返還の問題、あるいはそのほか、早急に話し合ひをしてもらいたいという意味を御報告申し上げたわけでありまして。

○並木委員 ただいま早急に解決すべき問題を例示されましてけつこうですが、そのほか、引き揚げの完了と漁業問題と、そのほか何か二国間条約に至る前に解決しておきたいという希望で政府から申し入れをした項目はございせんか。

○國田政府委員 問題として提示した点はそのほか二、三件ございまして、大

体新聞に載つておりますような問題でございまして、国連加入の問題や領土の問題等もつけ加えております。

○並木委員 それはやはりわれわれは正式にはこの委員会であるいは本会議で聞く以外にはございせんから、国連の加盟と、それからまだ言われませんでした、それを全部言つて下さい。

○國田政府委員 大体その辺でございまして、併存し得るような解釈がとられます。しかし日本に対する関係からいいますと、たとえば将来の問題や日本のいろいろな政策等から考えると、やはりグロムイコのことた線に實質的には当てはまるようでございます。

○並木委員 この点は非常に重要な問題ですから、会談が漸次進むに従つてまた後日質問をいたすことにいたします。

それからソ連側の提案の中にあつたと報道されておりますものの中にいろいろの点がございまして、日本と戦争状態にあつた国との間で軍事同盟を結んではいけないといふことでございまして、それが、そういたしますと、今アメリカとの間にある日米安全保障条約は、ソ連の言う軍事同盟の範疇に入つてくるかどうかといふことが問題になつてくるわけですね。私は今までの政府の答弁では、これは軍事同盟でない、従つてソ連が言うところの日本は戦争をやつておつた国と軍事同盟を結んではいけないといふ、あの禁句に入つてこない、差しつかえないといふふうに解釈するのであります。いかがでございせんか。

○國田政府委員 ただいまの問題は非常に重大な問題でありますから、答弁を御容赦願ひたいと思つております。

○並木委員 それでは次に、ソ連が日本の国連加盟を支持するとの言明をしております。これも私は非常にけっこうだと思ひますが、ただこれにはひもがついてはいけなかつたと思ひます。その反対給付として中共の国連加盟を日本が支持すべしという交換条件がついてはいけなかつたと思ひますが、この点はいかかなものでございませうか。

○國田政府委員 これもお答えができませんが、ひもはついておりません。今折衝中の問題で、実は委員会その他における日ソ関係に対するわれわれの答弁は、ソ連の方でも非常に重要視をしておいて、信義を守つておるのかどうかといふことになるおそれもございますから、答弁をごかんべん願ひたい。

○並木委員 答へられないなら答へられないでいいです。要するに答へられるのか答へられないのか、答へられるならどうだといふことをわれわれは国會議員として、ここで確かめておく必要があるから質問をしておるのであります。

次に賠償の請求権も放棄するのだという報道がありますが、この点もそういうふうな理解によつてよろしくございませうか。

○國田政府委員 それも御答弁ができません。

○樺原委員長 並木芳雄君、先の外交上のことを想定しての答弁を政府に求めることは無理だと思ひますから、あなたの質問は少し御注意を願ひます。

○並木委員 想定でなく、報道されてゐるのだから……。

○樺原委員長 今外交は日ソの間に歩いて進行中です。質問であらうとも少し御注意を願ひます。

○並木委員 それはよくわかりますが、政府当局で答へられなければ、それは答へられないと御答弁を願ひたい。

○樺原委員長 常識上、答へられない質問をする必要はないと思ひます。

○並木委員 最後に政務次官に伺ひますが、宗谷海峡、根室海峡、津軽海峡など、日本海に面する諸国に属する軍艦のみの通行のために開放されるという項目がありますが、国際法上こういうことが許されるものであるか、法律上の見解でつけよう。

○國田政府委員 それもグロムイコ修正案を基本にしたものだといふさつきの答弁で御勘弁を願ひます。

○並木委員 法律上はいかがですか。

○樺原委員長 済んだことならいいですが、外交問題で、今重要な問題であるのに、ただ新聞に出ておることだけで想定の質問は……。

○並木委員 法律上の解釈を聞いておるのですから……。

○國田政府委員 今の問題は新聞に書いておることを基本にした御質問であります。正式に申し上げられませんが、またこれについて両方からの見解が述べられておりませんから、御答弁はできません。

○下田政府委員 一般的に法律の理論を申し上げることも、実はこれから日本側の考えを言おうというやさきでございませうから、ここで申し上げることはできません。

○樺原委員長 最初に國田さんに敬意を表しておきます。というのは、さつき

並木君が御質問になりました、中国におります邦人の引き揚げ問題を、日本政府と中国の政府との間で話し合ひをして処理するといふことは、現内閣の外交方針として私は一歩前進として賛意を表するものでございませう。

それについてちょっと関連してお尋ねしたいのは、先般御承知の通り、日本の漁夫が難船をいたしまして、数個の死体がソ連領に漂流いたしました。

これを向う側から未条約国の日本国民であるが、人道上の立場に立つてぜひ受け取つてもらいたいといふ申し入れを日本政府に対していたされたのに對して、未条約国であるといふ理由によつて日赤をしてやらして、政府はそれに全然触れようとされないで、関係者並びにその遺族に對しませんでした。これは、暗い印象を与えたわけですが、國交回復または外交改善という問題を超越いたしました人道的な問題として、当然日本政府が当時漂流いたしました死体の受け取りを、責任を持つて積極的に、しかも早くやるべきものを、相手にされなかつた理由は一体どこにあるのか、中共との間において今言つた理由によつて政府と政府の間でこの難問を解決したいといふことであるなら、当然そのときにおいてもなすべきであつたにかかわらず、一体どこに違ひ理由をお認めになつたのか、その間のことを明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○國田政府委員 今資料を持つておりませんが、数字に間違いがあるかも知れませんが、多分六月の四日ごろ部の方から、日本の難破船の破片——その破片には金栗丸と書いてある、そ

れと死体が漂流してきたから、これは埋葬してあるという手紙が、外務省の某局長の机の上に置いてあつたそうでございます。従ひましてこれは私個人の見解から申し上げますと、人道上の問題は國交とかあるいは通商の問題と別個にして、直ちに政府が責任を持つてやるのが当然であるとは考えております。しかしその場合に、たとい死体になつて埋葬されております問題といたしまして、日本の外務省として埋穴を代表部として認めておりません。代表部として認めるかどうかといふことは重大な問題でございまして、暗号並びに電報發送の権限並びに自動車の権限等、これは外交上の折衝の一つの特権でございまして、ただいまのところ正式に認めておりません。認めないが、これは人道上の問題であるから、これで直ちに政府がその申し入れによつて特別どうこうするといふ相談や會議をしておると、それはまた一日や二日で解決できる問題じゃございませう。そこでとりあえず人道上の問題で、いろいろ事務処理上は難点はあるが、早急に解決しなければならぬ問題であるといふので、日赤と水産庁にその日に通報しまして、日赤並びに水産庁の方から向うに打電してもらひ、そして向うからしからは死体を引き取る意思があるならば、それに関する通知をしるというので、こちらから通知をして、そして二十一日だつたと思ひますが、樺太南端で海上保安庁の船で、向うの軍艦から死体を受け取つたわけでございます。

○樺原委員長 ですから、どういふわけで政府がみずからおやりにならなかつたか。あれは日赤へ責任を持たして日

赤でおやりになつたのでしやう。それを政府は、日赤などをお使いにならなかつた、向うの本国政府——埋穴は認めないとおっしゃいます、鳩山さんの今度の交渉には、埋穴を通じてドムニツキー氏とお会いになつたり、そしてそれが向うの政府の正式な意見であるかどうかをはつきり確かめておやりになつた、それとも矛盾いたします。矛盾いたしますが、もしまた一部事務當局で、埋穴の國際法上の地位についていろいろ法理論をおやりになる方があるとしても、人道上の問題ですから、その通告に對してすぐ向うの本国政府へ照会して、ドムニツキー氏から申し入れのあつたことは事実であるかどうか。それに対してこちらは日赤などをお使いになつた。そういうおかしな手の混んだことをなさらないで、当然政府は直接責任をもつてお引き取りになるべきであり、その方が早く、しかも遺漏なく解決ができると思ひます。そういうことをなさらないで、それが今度中共の引き揚げの場合には、日本政府が向うの政府と直接の交渉で責任をもつて解決するといふ、この違ひの理由を明らかにしていただきたいと思ひます。

○國田政府委員 それは埋穴を正式の代表と認めるかどうかといふことの議論によつて、おくれたわけじゃ決してございませう。中共の引き揚げも、ソ連の問題も、ただいままでは日赤もしくは第三国を通じて折衝をやつておつた事務慣例に従つて、一番早い方法をやつたのであつて、責任をのがれて日

にちを延ばしたわけではございませう。時間的には直接やるのと同じにやつたわけでありませう。ただ政府が直

接でおやりになつたのでしやう。それを政府は、日赤などをお使いにならなかつた、向うの本国政府——埋穴は認めないとおっしゃいます、鳩山さんの今度の交渉には、埋穴を通じてドムニツキー氏とお会いになつたり、そしてそれが向うの政府の正式な意見であるかどうかをはつきり確かめておやりになつた、それとも矛盾いたします。矛盾いたしますが、もしまた一部事務當局で、埋穴の國際法上の地位についていろいろ法理論をおやりになる方があるとしても、人道上の問題ですから、その通告に對してすぐ向うの本国政府へ照会して、ドムニツキー氏から申し入れのあつたことは事実であるかどうか。それに対してこちらは日赤などをお使いになつた。そういうおかしな手の混んだことをなさらないで、当然政府は直接責任をもつてお引き取りになるべきであり、その方が早く、しかも遺漏なく解決ができると思ひます。そういうことをなさらないで、それが今度中共の引き揚げの場合には、日本政府が向うの政府と直接の交渉で責任をもつて解決するといふ、この違ひの理由を明らかにしていただきたいと思ひます。

○國田政府委員 それは埋穴を正式の代表と認めるかどうかといふことの議論によつて、おくれたわけじゃ決してございませう。中共の引き揚げも、ソ連の問題も、ただいままでは日赤もしくは第三国を通じて折衝をやつておつた事務慣例に従つて、一番早い方法をやつたのであつて、責任をのがれて日

にちを延ばしたわけではございませう。時間的には直接やるのと同じにやつたわけでありませう。ただ政府が直

接向うに呼びかけずに、日赤を通じてやりましたことは、これはただいままでの事務慣例に従ってやったわけでございます。

○國田政府委員 それでは今まで中共の残留邦人の引き揚げ問題を日赤を使ってやってこられた慣例を破って、今度政府と政府の間でやろうという理由は、どこにありますか。

○國田政府委員 それは御承知の通り、日本と中共が直接話し合いをする機会は、今のところ全然ないわけでございます。しかもそういう問題ばかりでなくて、人道上の問題であるから、やはり直接政府が責任をもってやるのが当然であろうと考え、今まで各種の国際情勢からそういうことが踏み切られなかったのがございますが、人道上の問題であるから、いろいろな方面においてもこれを種々理解納得する自信と事務的な準備ができたから、そういうことをしたいというわけでございます。ただ、ただいまの遺難死体の問題も、政府がみずから直ちにやった方がいいというところは当然でございます。で、今後はそういうことでおしかりを受けることはないと考えております。

○國田政府委員 御答弁感謝いたします。すなわちソ連であるから日赤を使い、中共であるから政府がやるという意味ではなくて、時間的にそういう方法と懸勢がきまらなかつたから、中共の引き揚げ問題以後になつたのだ、これからそういう問題については、相手がソ連であろうとあるいは北朝鮮であろうと、どこの国であろうとを問はず、政府が直接おやりになるという方針が確立されたという理解してよろしいでございます。

○國田政府委員 そういう意味で中共の引き揚げ問題は取り上げたわけでございますので、ソ連の問題に對してしましても、すでに交渉も始まつたことでございまして、そういうことで御注意をいたしますから、そういうことで御注意を受けることはないと考えます。ただしこれは人道上の問題であるから取り上げるという意味と、国際情勢上これは種々納得を受けるという両方の面がございまして、北朝鮮の問題については、まだ今のところ検討しております。

○國田政府委員 それから一つあなたの、次官といひましても事務次官ではない、政務次官としての御自覚において御答弁をいただきたいことがあるので、それは何かと言いますと、私は今人道上の死体引き取りまたは残留者引き揚げ問題等は、未条約国でありまして、政府が日本人の生活と利益のための責任を持つておるわけですから、当然直接やるべきだというふうに思つておるのです。そのお考えに、よくよくしておくれればせながらお達しになつたことに対しては、われわれは喜びにたえない。文化交流または経済交流の問題についても、これは未条約国であつても、やつて差しつかえないと思つておるのです。そこで先般日中間におきまして、こちらは民間団体でございまして、向うは政府機関——貿易協定ができました。その中でわれわれの理想としては、無条約前においても兩國政府間において貿易協定を結んで、そうして本格的にこれを進めるべきである、こういう約束をお互いにしたわけですから、それに対してあなたの属される鳩山内閣の責任者である鳩山さんが、われわれに對してお答えになりま

したことは、条約前においても、中国との間に政府は貿易協定を結ぶことはできるならば差しつかえないと考えておるという考えを主張された。ところがその後あなたの管轄下にある事務当局の方々は、それはちよつと困る、なぜかといへば、国交回復をしなければ、そういう問題について政府が締結するわけにいかない、文化交流等についても、そういう考えをお持ちのようである、せつかく鳩山さんがそういう方針を示されたにかかわらず、事實はそれを事務当局の御解釈によつてチェックされて、そうして今日までそれが停滯いたしておるわけですから、あなたは政務次官として、このお考え方に対してどうやらおとりになるのか、われわれは当然鳩山さんのお考えが正しいと思ふし、あなたも同感だと思ふのですが、今後の日中間の貿易または文化交流促進のために努力していただかなければならぬ。あなたです。あなた、あなたの本筋のお考えをこの際伺つておきたいと思ふのです。

○國田政府委員 御質問の趣旨は、十分平素からよくわかつておりますので、大いに推進したいと考えております。ただし未条約国との文化交流並びに貿易の問題と、共產主義圏内にある未条約国との間の問題とは、文化交流、政治活動といふものがからみ合つて参りますので、この点のけじめがつけがたいために、いろいろな問題が起つておるわけでございます。従いまして本格的な政府と政府との交流といふものは、これはなるべく早く平和条約等を結びまして、それ以後のことになるでしようが、それまでの間政府としてやりますいろいろな点は、ただいままで

もやつておりますので、なるべく早くそのような方向に前進したいと考えております。

○國田政府委員 そうすると、あなたのお考えは、大体事務当局のお考えではななくて、鳩山さんのお考えと基本的には同じであるから、これから事務当局を駆使して、それを前進するように努力したいというお考えをいただいたと理解しまして、今後ともそういうふうにお願ひしたい。

続いて関連してお尋ねいたします。実は先般も通商局長にちよつとお尋ねしたのでありますが、ついせんだつて、この協定の第一回の初取引をいたしましたので、大豆五万トンに対するオフアアが参つております。そのオフアアは、大豆は、御承知の通り、甲類物資でございますから、見返りとして船舶その他必要な商品を九カ月以内に受け取りましようという記載があつて、それで申し入れがあつた。それに対して事務当局のお考えは、LCにそのことを明記していただかないと、パーティー取引の形式に当らないから、LCに記載することを絶対条件とするという御答弁の取引に対しては、今の形ではこれを許可するわけにはいかぬということ、今停滯いたしました、非常に日本の消費生活の将来に對して不安を与えておるわけでございます。同時にせつかくあなたも協力を惜しまない日中貿易促進に對しまして、実は最初の取引であるにかかわらず、これがつまりいままま今日あるわけです。これは当然あなたは認めていただくべきだと思ひますが、認めていただけない理由によつ

いて、この際あなたのお考えを一つ伺つておきたいのです。

○國田政府委員 ただいまの御質問は、これを許可するのは外務省の管轄ではなくて通産省だろつと心得ておりますが、貿易の問題に對しては通産省の意見を問ひ合はしては参ります。しかし許可するのは通産省でございます。この契約は、これを許可することが外交上何か問題が出てくるかあるいは出てこないか、こつちの問ひ合せがあるだけだと私は考えておりますが、さらに詳細なことはあとで調査をして御報告を申し上げます。

今の問題は、私の考えとしては価格と品質さえよければ、この買付を許可することに問題はないと考えておりますが、LCの件は調べて御報告をいたします。

○國田政府委員 これで質問を終わりますが、あと國田委員からも質問がありますからお譲りいたしますが、これは実は信用問題なのです。オフアアの中に書いてもLCの中に書いても同じことなのです。しかも相手は世界隨一信用の置ける取引相手であつて、中共政府の貿易の今までの実績からいいますと、LCの上で見るとストレート決済、片道決済のようには見えますけれども、實際はオフアアの中に明記して、そして九カ月以内に甲類物資その他必要物資を受け取りますから同額のものをと言つておるのですからこれは認めていただいていいし、今までもそういうことを認めた例が昨年度、一昨年度の取引の中にございまして、従つてこの問題は、この許可権を握つておるのは

むしろ通産省であるという事は私も承知してゐる。承知してゐるにかかわらず特に外務省の政務次官にそのことをお尋ねしてあなたのお考えを伺つたのです。おそらくあなたはこの促進すべきだというお考えであらうとわれわれは期待したのですが、大体その基本方針だけ伺つておいて、そしてあなたの所管ではないからその許可をすることを約束してもらうということを求めておるわけではございません。事外交に關し貿易に關することです。許可権は官庁の所管の手續上通産省にございまして、貿易問題を無視した外交なんというものは今日ございませぬよ。経済外交を無視した貿易というものは今日ない。従つてこの問題についてはあなたの方の経済局を中心にして、これは重大な國際問題でございまして、ぜひとも一ぺんあまりつまらない形式にとらわれないうで、昨年度、一昨年度にもそういう例が幾つかあるのです。大豆のみならず塩、米等についてもございまして、それを調べた上でそういうふうに努力していただけるかどうか、私の申すことが事實であるとして、その線に沿つて努力を惜しまないかどうか、その基本的な態度を伺つておきたいのです。

○國田政府委員 努力するのは当然でございませぬ。

○岡田委員 ちょっと関連して。今の穂積君の質問に対する答弁ですが、特に中国の、向うに在留している邦人の歸國の問題については、政府間で交渉するといふ構想があるようなお話ですが、これは重大な問題です。この問題についてはどういふ具體的な構想を

持つておいでになるか、まず第一に、この点も少し詳しく承わりたいと思ひます。

○國田政府委員 人道上の問題でございまして、あまり重大な問題とせずにはいたしたいと考えております。具體的な問題はただいま検討中でございまして、大体二週間か三週間以内に正式に申し入れをするなり御報告を申し上げたいと考えておりますが、まだ具體的なやり方を事務局内で調整中でございませぬ。

○國田委員 現在中国に在留邦人の大半は、あなたも昨年中国に行かれて十分御存じの通り、戦争犯罪人としての扱いを受けている者が大半であります。従ひましてこれは単に人道上の問題といひまして、これを日本に歸すといふ問題になつて参りますと、相當いろいろな關係が出て参ると思ひますし、その交渉も政府が話をしたからそのままで参るというより、その簡単な問題とは私考えておらないのです。特に在留邦人の問題で政府間の交渉になつて参りますと、向うにやはり日本の外交特權を持つておる者が派遣されていくことが前提になつてなければ、政府間の交渉というものは私ではできなかつたと思ひます。そういう意味ではどういふ形で政府間の交渉をされるか、こゝろいふ点についてもう少し詳しく伺ひたい。

○國田政府委員 ただいまおっしゃつたことはもちろんでございまして、相當困難な問題もあるし、中には戦争犯罪人が含まれてゐることもよく承知をしております。これは中国に、歸せといふ抗議を申し込むつもりではございませぬ、申し出をしてその数字なりそ

の取扱ひ等について、両方相談をして話し合ひをしようといふことでございまして、従ひまして當然正式の外交官を派遣することになりましようが、これをどこで話をいたすか、あるいはその申し入れをどういふふうにするか、その数字はどういふふうにするか、こゝろいふ問題で検討中でございまして、こゝで何かんべんを願ひます。

○國田委員 どこにいたすかといふ点であいまにいたしましたわけですが、条約の未締結国にしても、人道上の問題として在留邦人を日本に歸すことになつてくれば、当然人道上の問題の観点に立つてだけでも、中国に対して領事を常置してこの問題を解決するといふことは、もし政府が真剣にこの問題にとつ組んでいくとするならば必要になつてくると思ひます。こゝろいふ点からいって、領事派遣問題についてはどういふ見解を持つておいでになりますか。

○國田政府委員 ただいまのところ、そこまでは考へておりませぬ。

○榎原委員長 次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

〔参照〕

航空業務に關する日本國とカナダとの間の協定の締結について承認を求めめるの件に關する報告書
船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に關する条約(第八号)の批准について承認を求めめるの件に關する報告書
海員の雇入契約に關する条約(第二

十二号)の批准について承認を求めめるの件に關する報告書
海上で使用することが出来る兒童の最低年齢を定める条約(千九百三十六年の改正条約)(第五十八号)の批准について承認を求めめるの件に關する報告書

船員の健康検査に關する条約(第七十三号)の批准について承認を求めめるの件に關する報告書
商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための國際條約への加入について承認を求めめるの件に關する報告書

觀光旅行のための通關上の便宜供与に關する條約の批准について承認を求めめるの件に關する報告書
觀光旅行のための通關上の便宜供与に關する條約に追加された觀光旅行宣伝用の資料の輸入に關する議定書の批准について承認を求めめるの件に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕